

令和2年度第6回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和2年9月4日（金）
午後1時50分～午後2時26分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 21人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 2番 大橋 芳信 3番 大浦 清貴
4番 山崎 巖 5番 若林 勉
6番 福山 英則 7番 仲田 茂男
8番 北森 正誠 9番 菊 正士
10番 渡辺 正志 11番 金田 修一
12番 金木 洋子 13番 高瀬 昌弘
15番 熊本 孝信 16番 中島 潔
17番 茶木 俊一 18番 五十嵐英夫
20番 中井 義則 21番 奥野 健一
4. 欠席委員 1番 大場 忠勝 22番 高瀬 豊信
5. 議 題 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて
議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第30号 農地法第3条の規定による競売買受適格証明
書の交付について
議案第31号 非農地証明書の交付について
議案第32号 富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員
の辞任について同意を求める件
報告事項第21号 農地法第3条の3の規定による受理につ
いて
報告事項第22号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第
1項第7号の規定による受理について
報告事項第23号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第24号 農地所有適格法人の要件確認について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、1番大場委員、2番高瀬委員から欠席届があり、出席委員数は21名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和2年度第6回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案6件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。2番大橋委員、3番大浦委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから2ページまでです。

今回の申請件数は2件で、申請面積は1,939.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

2番は、経営の縮小より、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

2番について、欠席届を提出している委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事務局 2番は高瀬委員で、8月25日に譲受人に立ち会っていただき、現地調査を行っておられます。現況は田で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はない、と報告を受けております。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします。

会長 続きまして、議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は3ページから9ページまでです。なお、今回は、5条のみで10件、面積は43,347.69㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4ページの1番は、資材置場及び駐車場の計画であります。事業の拡大により、現在、慢性的に不足している資材置場や従業員駐車場を整備する計画です。効率よく利用が可能な既存地の隣地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

2番は、店舗の計画であります。申請事業者は全国的に薬局店舗の経営を行っており、富山県内でも6店舗の経営実績があり、今回、事業拡大のため計画したものであります。申請地周辺は市

街地化が進んでおり、国道に面し、来店しやすく、安定した集客が見込める申請地を選定したものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

3番は店舗兼住宅の計画であります。申請人は美容業を営んでおりますが、現在の店舗は手狭であり、また居住地の隣接に店舗を設けることで通勤時間を短縮し営業時間も確保できるため、今回移転計画されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4番は砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5番は、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

6番は、一般住宅を建築する計画であります。スーパーやドラッグストア等生活環境の整った利便性の高い申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

7番は、一般住宅を建築する計画であります。勤務先や大型ショッピングセンターに近く、利便性の高い申請地を選定されたものです。

申請地より半径500mの範囲の中に医療機関が2施設あり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

8番は、分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため申請地を選定されたものです。

申請地より半径500mの範囲の中に小学校、地区センターが

あり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

9番は、駐車場及び資材置場を整備する計画であります。順調に業績を伸ばしており、従業員の増員、事業の成長に伴い資材や大型のリサイクル品の取扱いが増加しており、保管場所を確保することが困難であり、また機械設備のデモンストレーション開催時には、敷地の不足から駐車場等の利用が制限されている状態である。以上の問題を解決するために今回計画したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

10番は、農機具格納庫・農業用機械置場の計画であります。申請人は、申請地周辺を耕作しており、農作業の円滑化を図るため申請地を選定されたものです。なお、すでに農地の一部に農機具格納庫が建築されており、始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「農業用施設」を適用しております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

10番について、欠席届を提出している委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 10番は高瀬委員の担当であります。8月25日に推進委員及び譲受人と現地確認したところ、申請地は以前より農業用倉庫が建っており、無断転用はありますが、始末書が添付されており、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、10ページから13ページです。

今回は14件の貸し手から申し出があり、契約期間は3～5年が9件、10年が5件です。設定面積は、37,486.00㎡です。

すべて相対であり、農地中間管理機構を通すものではありません。

また、今回は利用権の移転が1件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。

移転分は13ページの14番です。

この相対移転は、自らが代表者を務める会社へ農業経営を移譲するためです。

今月は新規農家が1件あります

14番は、個人農家が令和2年5月に法人化し、今回初めて約40aを設定するものです。

また、今回設定する農地については個人農家が法人を立ち上げる前に借りていた農地を法人に移転します。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第30号農地法第3条の規定による競売参加買受適格証明書の交付について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第30号農地法第3条の規定による競売買受適格証明書の交付についてご説明いたします。議案書は14ページです。

富山地方裁判所による競売物件で、特別売却実施期間である令和2年7月22日から9月2日までの間に入札者がいない場合、再度特別売却となります。特別売却とは、期間入札による競売で落札されなかった物件を競争入札の方法によらずに、売却実施期間内に最初に買受けの申し出をした人に売却基準価額以上の申し出価額で売却する方法です。

次に、証明書交付基準ですが3条許可基準と同様で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、願出書類においては各要件を満たしています。

会 長 現地確認について、地区担当委員であります若林委員から報告をお願いします。

(問題ない旨の報告あり)

会 長 ただ今の競売参加買受適格証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。また、当該証明書の交付を受けた者が落札し、農地法第3条の許可申請を提出した場合、農業委員会長の専決処分で許可することの承認についても、併せて諮りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、競売参加買受適格証明書の交付について、願出どおり証明すること、また当該証明

書の交付を受けた者が落札し、農地法第3条の許可申請を提出した場合、農業委員会長の専決処分で許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、願出どおり証明することといたします。また、当該証明書の交付を受けた者が落札し、農地法第3条の許可申請を提出した場合、農業委員会長の専決処分ですら許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第31号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第31号非農地証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページは、15ページから18ページです。

いずれの案件につきましても、耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書の交付について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きまして、議案第32号富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書19ページをお願いします。
議案第32号「富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の

辞任について同意を求める件」について、ご説明いたします。

令和2年8月20日付けで、第4ブロックの松村久雄推進委員より辞職願が提出されました。

理由は、●●のため推進委員としての活動ができなくなったためでございます。

本日、月次総会開催前に、運営委員会の委員により評価会議を開催して辞任を認めることになりましたので、月次総会においても辞任について同意を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。

会 長

それでは、ただ今、説明がありました富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長

特にご意見、ご質問等がないようですので、この富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長

異議なしとのことですので、議案第32号富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件については、原案通り同意することといたします。

会 長

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第21号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第22号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について

報告事項第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第24号 農地所有適格法人の要件確認について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局

報告事項第21号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は21ページから24ページです。

今回の受理件数は16件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、1番の一部の筆でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員との連携を図りながら、耕作者のあっせんを含め対応を行っていく予定であります。

報告事項第22号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは25ページから32ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が15件、合わせて17件、面積は合わせて11,723.00㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

28ページ3番、29ページ6番、31ページ13番については、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上で建築物が伴う事業であるため、都市計画法上の開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

なお、29ページ6番については、以前、分譲宅地で届出した案件で、その以前の届出の際に、届出もれがあった1筆について今回追加で届出されたものです。

報告事項第23号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、33ページから42ページです。

解約件数は26件で、解約面積は197,554.47㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第24号農地所有適格法人報告書の要件確認について、ご報告いたします。議案書は、43ページから48ページです。

農地法第6条では、「農地所有適格法人であって、農地を所有又はその法人以外の者が所有している農地をその法人の耕作に供しているものは、毎年農業委員会に報告しなければならない。」と定められております。

農業委員会は提出された報告書を基に、法人が農地所有適格法人の4つの要件を満たしているかどうかを確認し、それを農業委員の総会で報告することになっております。

その要件とは、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件であります。

農地所有適格法人で報告の義務がある96法人のうち、すべての法人が報告書を提出しており、法人形態要件、事業要件、議決

権要件、役員要件の4つの要件を確認しましたところ、すべて満たしていただきましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会 長

ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、これもちまして、令和2年度第6回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

その他事務局より、連絡事項について説明をお願いします。

それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。